

証券コード 2666

2022年6月8日

株 主 各 位

千葉県稲毛区宮野木町1850番地
株式会社 オートウェーブ
代表取締役社長 廣岡 大介

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時00分 |
| 2. 場 所 | 千葉市中央区中央1丁目11番1号
三井ガーデンホテル千葉 3階 平安・東 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第33期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類、株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.auto-wave.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.auto-wave.co.jp/>) に掲載しておりますので、本通知書には記載していません。なお、本通知書の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルスによる感染拡大に鑑み、株主総会へのご出席をご検討されている株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点の流行状況や、ご自身の健康状態をお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止に最大限ご配慮いただきますようお願い申し上げます。（マスクをご着用いただけない場合は、会場へのご入場をご遠慮いただく場合がございます。）

株主総会の議決権行使は、ご来場いただかなくても議決権行使書の郵送による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。感染予防の観点から議決権行使は、ご来場いただかずに行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

株主総会会場において、感染防止のための措置といたしまして、会場内にアルコール消毒液の設置や、役員・運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用での対応をさせていただきます。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.auto-wave.co.jp/>) においてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染急拡大により、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が実施されるなど、企業活動や個人消費は引き続き一定程度の制限が強えられる状況となりました。ワクチン接種の普及などの収束に向けた対策により、一時は経済活動再開の期待感が高まったものの、新たな変異株の出現による感染再拡大懸念に加え、原油価格高騰や半導体の供給不足による影響もあり、依然として予断を許さない状況となっております。

このような環境の中、当社グループは、お客様と店舗スタッフの安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症拡大の予防措置を講じながら、新規顧客の獲得と更なる顧客サービスの向上に努めてまいりました。

新規顧客の獲得と更なる顧客満足度の向上にあたっては、6月に「サイクルウェブ宮野木店」、2月に「サイクルウェブ上総君津店」をオートウェブの店内へオープンしました。自転車本体の販売・パンクなどの修理全般・自転車保険の加入に至るまで、総合的な自転車サービスの提供体制を整えました。株式会社あさひと提携することで、店頭には同社のあさひブランド自転車を中心に展示をしており、自転車安全整備士・自転車技士の有資格者を配置し、専門的な修理サービスを提供しております。

10月には千葉県香取市へ3店舗目となる「業務スーパー佐原店」をオープンしました。良いものをベストプライスで販売しているのが業務スーパーだと認識していただき、地域の皆様より信頼され、親しみを感じていただけるように取り組んでおります。また、業務スーパー佐原店の店内には100円ショップのワッツ（W a t t s）もテナント出店しております。

引き続き異業種との店舗複合化を推進することで、新たな客層の来店促進や、土地の有効活用による収益基盤の強化を図ってまいります。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は7,426百万円（前期比5.1%増）、営業利益は142百万円（前期比20.8%増）、経常

利益は241百万円（前期比8.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は136百万円（前期比3.8%減）となりました。1株当たり当期純利益は9.45円となりました。また、自己資本当期純利益率（ROE）は4.0%となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は117百万円で、その主なものは佐原店敷地内にオープンした業務スーパーに係る設備、各店舗のピット設備等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第30期 (2019年3月期)	第31期 (2020年3月期)	第32期 (2021年3月期)	第33期 (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	7,828	7,601	7,063	7,426
経 常 利 益(百万円)	58	171	223	241
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	76	178	142	136
1株当たり当期純利益 (円)	5.27	12.32	9.83	9.45
総 資 産(百万円)	8,247	8,078	8,030	7,576
純 資 産(百万円)	3,029	3,207	3,348	3,453
1株当たり純資産 (円)	209.65	221.93	231.69	238.96

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度(第33期)の期首から適用しており、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
CFC U. S. A., INC.	10百万円	100.0%	自動車用品の販売事業

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題といたしましては、消費節約志向や若者のクルマ離れなど、引き続き市場縮小傾向が続くものと思われるほか、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、感染防止の規制解除の動きがみられるなど、経済活動が持ち直しに向かうことが期待されますが、当社への影響は未だ不透明な状況で推移することが予測されます。そのような厳しい事業環境の中、当社グループでは、経営基盤の強化に取り組んでおります。

主たる事業領域をカー用品の小売販売から、車の車検や整備を中心に顧客を獲得していく中で、車の状態に合わせた乗り換え提案を行い、新車販売を強化していくことで、地域のお客様全ての相談・困り事をワンストップで提案・解決する企業集団への転換を進めます。カー用品需要の減少が続く中、自動車関連需要の川上の新車販売を獲るために、車検を起点に顧客接点をつくり、川下のタイヤなどの用品販売に繋げ、カーライフ需要の生涯顧客化を図ってまいります。

また、業務スーパー、自転車販売、コインランドリー等の生活利便性を高める異業種との融合を進めることにより、地域の皆様より信頼され、親しみを感じていただけるように取り組んでまいります。

顧客サービスの向上といたしましては、多様化する顧客ニーズに応えることができるように、お客様の「不満」「不信」「不合理」等を社員ひとりひとりが考え、お客様の「不の解消」の為に行動をすることで、「安全」「安心」「快適」等を提供し、更なる顧客満足度の向上を図ってまいります。

また、引き続き経費削減を徹底するとともに、在庫管理の徹底とロスの防止、並びに、遊休スペースの有効活用を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業部門	主な商品及び事業内容
自動車用品販売等事業	タイヤ・カーオーディオ・車内外用品等の販売

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	千葉県稲毛区
店舗	千葉県9店

② 子会社

CFC U. S. A., INC.	本社：米国カリフォルニア州
--------------------	---------------

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
201(66)名	9名減(10名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
200(66)名	9名減(10名増)	42.2歳	10.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	572百万円
株式会社千葉銀行	572百万円
株式会社りそな銀行	444百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 39,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,451,000株 |
| ③ 株主数 | 3,838名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
廣岡大介	2,207千株	15.3%
ウェーブ会	1,365	9.5
オートウェーブ従業員持株会	725	5.0
廣岡昭彦	669	4.6
上田八木短資株式会社	607	4.2
廣岡耕平	489	3.4
中村忠明	260	1.8
楽天証券株式会社	240	1.7
株式会社SBIネオトレード証券	184	1.3
GMOクリック証券株式会社	184	1.3

(注) 持株比率は自己株式 (211株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣岡大介	
取締役	廣岡勝征	総務・人事部部長兼不動産部部長
取締役	宮内和也	事業運営部部長兼店舗運営部部長
取締役	河野研	河野公認会計士事務所所長 株式会社ツバキ・ナカシマ社外取締役 株式会社河野会計事務所代表取締役 NKメディコ株式会社(現株式会社プリメディカ)社外取締役 中央電力株式会社社外監査役
常勤監査役	星野喜郎	
監査役	山崎眞樹生	
監査役	森直美	桜橋法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役河野研氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役星野喜郎氏及び監査役山崎眞樹生氏、監査役森直美氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役河野研氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役河野研氏は、公認会計士・税理士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役星野喜郎氏は、CFOなどの要職を歴任するなど、管理部門全般の豊富な経験と幅広い知見を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役山崎眞樹生氏は、財務・総務人事等の管理部門全般の豊富な経験及び知識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役森直美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社定款第28条第2項及び第37条第2項に定めた任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は、当社の取締役、監査役及び執行役員等（退任役員を含む）がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、当該保険契約は、任期途中で更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	56 (4)	56 (4)			4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	7 (7)	7 (7)			3 (3)
合 計 (うち社外役員)	64 (12)	64 (12)			7 (4)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年2月20日開催の臨時株主総会において年額3億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名です。

監査役の金銭報酬の額は、2000年6月27日開催の定時株主総会において年額5,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役へ確認を

し、同意を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外取締役からの同意を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

b. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役廣岡大介に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月25日開催の取締役会にて代表取締役社長である廣岡大介に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役の同意を得たうえで決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役河野研氏は、河野公認会計士事務所の所長及び株式会社ツバキ・ナカシマの社外取締役、株式会社河野会計事務所の代表取締役、NKメディコ株式会社（現株式会社プリメディカ）の社外取締役、中央電力株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役森直美氏は、桜橋法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役河野研氏は、当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言および提言を行っております。
- ・社外監査役星野喜郎氏は、当事業年度に開催された取締役会12回すべてに、監査役会12回すべてに出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。
- ・社外監査役山崎眞樹生氏は、当事業年度に開催された取締役会12回すべてに、監査役会12回すべてに出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。
- ・社外監査役森直美氏は、当事業年度に開催された取締役会12回すべてに、監査役会12回すべてに出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・社外取締役河野研氏は、公認会計士・税理士として豊富な業務経験と専門的知識を有しており、その視点から当社経営陣の業務執行に関する適切な助言を行うこと等により、公正かつ客観的な経営の監督機能を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	仰星監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保すべく、効果的な内部統制システムの構築と法令遵守体制の構築に努める。

(2) 当社の「存在意義」「経営理念」「行動指針」を定め、取締役・監査役が遵守するとともに研修などを通じ、使用人に浸透を図る。

(3) 取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。

(2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。

(2) 大規模災害などが発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、適時臨時に開催するものとする。

(2) 経営に関する重要事項については、取締役及び監査役などで構成する経営会議を適時開催し、意思決定の迅速化及び監督機能の強化を図るとともに、情報交換・意見交換を密接に行い情報の共有化を推進し、効率的な職務執行の確保に努める。

- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) グループとして「存在意義」「経営理念」「行動指針」を共有するとともに、グループ全体における各会社の機能・役割を明確化し、グループ各社の事業を所管する事業部門が必要に応じてグループ各社への指導・支援を行うものとする。
 - (2) 各事業部門は、それぞれの部門に関するグループ各社のリスクの管理を行う。また、リスク管理規程に基づくリスク管理委員会を適時開催し、必要な対策を講ずる。
 - (3) 当社及び子会社の取締役、監査役等で構成するグループ会社経営会議を適時開催し、子会社の事業計画、予算及び決算などの報告により経営実態を把握し、子会社の取締役の業務の適正性を管理・評価する体制を整備する。
 - (4) グループ会社経営会議においては、意思決定の迅速化及び監督機能の強化を図るとともに、情報交換・意見交換を密接に行い情報の共有化を推進し、子会社の取締役の効率的な職務執行の確保に努める。
 - (5) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保すべく、当社の内部監査室が子会社に対して直接に監査し得る体制とし、かつ、内部通報窓口を当社及び国内子会社において共通に適用し、法令遵守体制の構築に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、協議のうえ、必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 当該使用人は、専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うこととする。
 - (2) 当該使用人の異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当社及び子会社の取締役からの独立性を確保するものとする。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- (1) 当社及び子会社の取締役または使用人は、法定の事項に加えて、当社及び子会社の経営、業績に重大な悪影響を与える事項が発生し、または発生する虞があるときは、速やかに監査役会へ報告するものとする。
 - (2) 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、適時監査役に回覧する。
 - (3) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでもグループ各社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
 - (4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の処理については、当該監査役職務に必要でないことを証明した場合を除き、監査役の請求に従い円滑に行い得る体制とする。
- ⑩ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報の共有に努め、連携して当社及びグループ各社への監査の実効性を確保するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役を1名含む取締役4名で構成され、社外監査役3名も出席しております。当事業年度においては取締役会を12回開催し、各議案についての審議、各業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性が確保されております。経営上の重要な事項については、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

また、定時取締役会とは別に、部室長を加えた経営会議を毎週開催し、意思決定の迅速化及び監督機能の強化を図るとともに、情報交換・意見交換を密接に行い情報の共有化を推進し、効率的な職務執行の確保に努めております。

② 監査役の職務執行

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成されており、取締役会や経営会議等重要な会議へ出席し、経営の監視の強化に努めております。当事業年度においては監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。

また、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報の共有を行い、連携して当社及び当社グループ各社への監査の実効性の向上に努めております。

③ コンプライアンス・リスク管理

従業員に対し、社内研修や会議等を通じてコンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても内部通報制度運用規程に基づき、従業員に対する周知を継続的に行っております。

また、大規模災害等を想定した危機管理共有マニュアルに基づき、対策訓練の実施、非常用物資の備蓄等、不測の事態に備えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,835,086	流 動 負 債	1,600,197
現金及び預金	772,797	支払手形及び買掛金	227,947
売 掛 金	303,854	短 期 借 入 金	400,000
商 品 及 び 製 品	403,333	1年内返済予定の長期借入金	251,000
未 収 入 金	177,930	未 払 法 人 税 等	89,092
そ の 他	178,558	契 約 負 債	378,792
貸 倒 引 当 金	△1,389	そ の 他	253,365
固 定 資 産	5,741,074	固 定 負 債	2,522,739
有 形 固 定 資 産	4,859,655	長 期 借 入 金	1,584,000
建物及び構築物	2,093,084	長期預り敷金保証金	530,744
機械装置及び運搬具	149,940	長期前受収益	9,754
工具器具及び備品	70,039	資 産 除 去 債 務	379,509
土 地	2,512,186	繰 延 税 金 負 債	18,730
建設仮勘定	34,405	負 債 合 計	4,122,937
無 形 固 定 資 産	36,940	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	844,479	株 主 資 本	3,452,747
敷金及び保証金	805,283	資 本 金	100,000
長期貸付金	2,804	資 本 剰 余 金	2,505,877
そ の 他	38,765	利 益 剰 余 金	847,026
貸 倒 引 当 金	△2,374	自 己 株 式	△155
		その他の包括利益累計額	475
		為替換算調整勘定	475
		純 資 産 合 計	3,453,223
資 産 合 計	7,576,160	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,576,160

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,426,456
売上原価		5,019,253
売上総利益		2,407,202
販売費及び一般管理費		2,264,383
営業利益		142,818
営業外収益		
受取利息	1,348	
受取手数料	94,405	
廃棄物リサイクル収入	18,891	
その他	17,566	132,211
営業外費用		
支払利息	30,135	
その他	2,929	33,065
経常利益		241,964
特別損失		
固定資産除却損	5,915	5,915
税金等調整前当期純利益		236,049
法人税、住民税及び事業税	103,059	
法人税等調整額	△3,642	99,417
当期純利益		136,631
親会社株主に帰属する当期純利益		136,631

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	100,000	2,505,877	743,815	△155	3,349,537
会計方針の変更による累積的影響額			△4,519		△4,519
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	2,505,877	739,295	△155	3,345,017
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△28,901		△28,901
親会社株主に帰属する当期純利益			136,631		136,631
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	107,730	—	107,730
当連結会計年度末残高	100,000	2,505,877	847,026	△155	3,452,747

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△1,371	△1,371	3,348,165
会計方針の変更による累積的影響額			△4,519
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,371	△1,371	3,343,645
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△28,901
親会社株主に帰属する当期純利益			136,631
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,847	1,847	1,847
連結会計年度中の変動額合計	1,847	1,847	109,578
当連結会計年度末残高	475	475	3,453,223

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,829,689	流 動 負 債	1,598,828
現金及び預金	764,185	買 掛 金	226,785
売 掛 金	302,259	短 期 借 入 金	400,000
商 品 及 び 製 品	403,420	1年内返済予定の長期借入金	251,000
前 払 費 用	73,409	未 払 金	79,587
未 収 入 金	177,930	未 払 費 用	138,577
そ の 他	109,873	未 払 法 人 税 等	89,311
貸 倒 引 当 金	△1,389	契 約 負 債	378,792
固 定 資 産	5,740,975	預 り 金	19,705
有 形 固 定 資 産	4,859,555	前 受 収 益	9,989
建 物	2,012,766	そ の 他	5,078
構 築 物	80,318	固 定 負 債	2,522,739
機 械 及 び 装 置	141,473	長 期 借 入 金	1,584,000
車 両 運 搬 具	8,467	長 期 預 り 敷 金 保 証 金	530,744
工 具 器 具 及 び 備 品	69,939	長 期 前 受 収 益	9,754
土 地	2,512,186	資 産 除 去 債 務	379,509
建 設 仮 勘 定	34,405	繰 延 税 金 負 債	18,730
無 形 固 定 資 産	36,940	負 債 合 計	4,121,567
ソ フ ト ウ ェ ア	31,827	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	5,113	株 主 資 本	3,449,098
投 資 そ の 他 の 資 産	844,479	資 本 金	100,000
長 期 貸 付 金	2,804	資 本 剰 余 金	2,505,877
長 期 前 払 費 用	5,418	資 本 準 備 金	1,611,819
敷 金 及 び 保 証 金	805,283	そ の 他 資 本 剰 余 金	894,058
そ の 他	33,346	利 益 剰 余 金	843,376
貸 倒 引 当 金	△2,374	繰 越 利 益 剰 余 金	843,376
		自 己 株 式	△155
		純 資 産 合 計	3,449,098
資 産 合 計	7,570,665	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,570,665

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,422,277
売 上 原 価	5,014,046
売 上 総 利 益	2,408,231
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,259,197
営 業 利 益	149,033
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,348
受 取 手 数 料	94,405
廃 棄 物 リ サ イ ク ル 収 入	18,891
そ の 他	15,781
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	30,135
そ の 他	2,929
経 常 利 益	246,393
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	5,915
税 引 前 当 期 純 利 益	240,478
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	103,059
法 人 税 等 調 整 額	△3,642
当 期 純 利 益	141,061

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	100,000	1,611,819	894,058	2,505,877	735,736	735,736	△155	3,341,458	3,341,458
会計方針の変更による累 積 的 影 響 額					△4,519	△4,519		△4,519	△4,519
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	100,000	1,611,819	894,058	2,505,877	731,216	731,216	△155	3,336,938	3,336,938
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△28,901	△28,901		△28,901	△28,901
当 期 純 利 益					141,061	141,061		141,061	141,061
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	112,159	112,159		112,159	112,159
当 期 末 残 高	100,000	1,611,819	894,058	2,505,877	843,376	843,376	△155	3,449,098	3,449,098

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 オートウェーブ
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 原 伸 夫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 岩 渕 誠
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オートウェーブの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートウェーブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 オートウェーブ
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 原 伸 夫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 岩 渕 誠
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オートウェーブの2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、事業の報告を受け、財務諸表及びその関連書類を確認しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社オートウェーブ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）星野喜郎 ⑩

監査役（社外監査役）山崎眞樹生 ⑩

監査役（社外監査役）森直美 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、株主への安定的かつ継続的な配当による株主還元と、財務体質の強化および今後の事業展開とのバランスを考慮した上で、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、2022年3月期の期末配当につきましては、当期の業績動向等を総合的に勘案した結果、以下とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は28,901,578円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 今後の事業内容の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～48. （条文省略）</p> <p style="padding-left: 100px;">（新 設）</p> <p style="padding-left: 100px;">（新 設）</p> <p style="padding-left: 100px;">（新 設）</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 （現行どおり）</p> <p>1. ～48. （現行どおり）</p> <p>49. <u>建物の内外及び付属物の清掃・保守・管理及び関連業務</u></p> <p>50. <u>無人航空機（ドローン等）および関連機器の販売、輸出入およびリース業務</u></p> <p>51. <u>無人航空機（ドローン等）の飛行による撮影、運送、農薬散布の請負および受託</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>49. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>52. <u>ロボットおよび関連機器の販売、輸出入およびリース業務</u></p> <p>53. <u>ペットショップ、ペット用美容院、ペット用ホテル、ペットカフェの経営並びにペット用品の企画、製作、販売、輸出入</u></p> <p>54. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひろ おか だい すけ 廣 岡 大 介 (1969年7月26日生)	1996年12月 当社取締役 2001年9月 当社取締役退任 2003年11月 当社海外事業本部長 2010年6月 当社代表取締役社長(現任)	2,207,100株
2	ひろ おか かつ ゆき 廣 岡 勝 征 (1943年7月11日生)	2002年1月 当社入社開発室長 2002年6月 当社取締役 2008年6月 当社取締役退任 2013年6月 当社常務取締役管理本部長兼不動産事業本部長 2014年6月 当社常務取締役 2015年6月 当社取締役 2016年3月 当社取締役総務・人事部部長兼不動産部部長(現任)	40,400株
3	みや うち かず や 宮 内 和 也 (1975年2月28日生)	1997年4月 当社入社 2000年3月 オイルボーイ山王町店店長 2000年7月 オイルボーイ富里インター店店長 2006年4月 オートウェーブ柏沼南店店長 2015年4月 第2営業部長 2016年3月 事業運営部部長兼店舗運営部部長 2016年6月 当社取締役事業運営部部長兼店舗運営部部長(現任)	22,900株
4	こう の けん 河 野 研 (1971年10月9日生)	1996年10月 公認会計士二次試験合格 1998年9月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2002年8月 武田薬品工業(株)入社 2004年7月 東京北斗監査法人(現仰星監査法人)入所 2006年12月 河野公認会計士事務所開業 所長(現任) 2012年6月 (株)ツバキ・ナカシマ 社外取締役(現任) 2013年11月 (株)河野会計事務所設立 代表取締役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2020年6月 NKメディコ(株)(現株プリメディカ) 社外取締役(現任) 2021年10月 中央電力(株) 社外監査役(現任)	一株

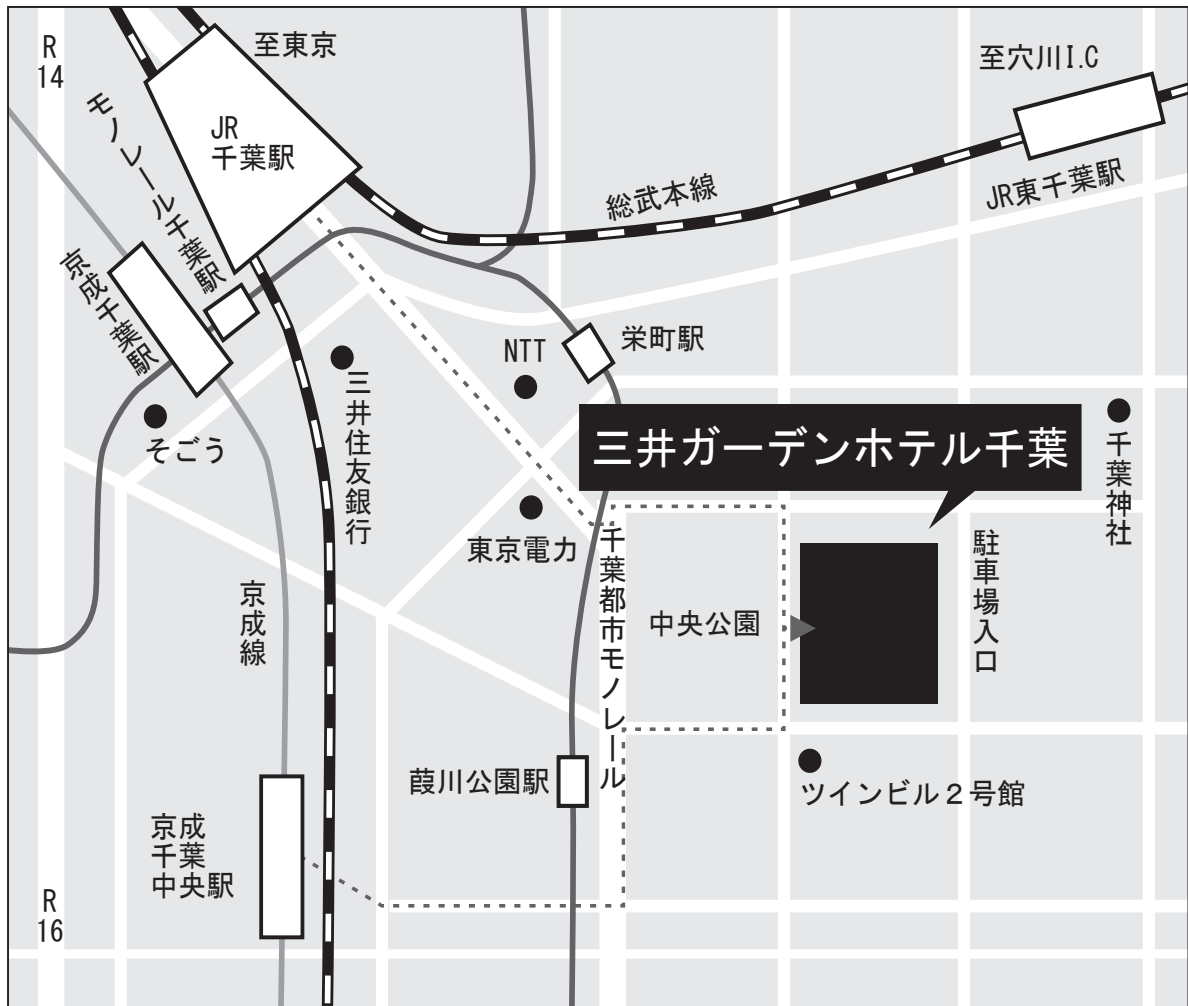
(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 河野研氏は、社外取締役候補者であります。
3. 河野研氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、公認会計士・税理士として豊富な業務経験と専門的知識を有しており、当社に対して公正かつ客観的な経営の監督、助言等をいただくことを期待したためであります。
4. 河野研氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、河野研氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は河野研氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき当社定款第28条第2項に定めた任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づき損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して法律上の賠償責任を負担した場合に被保険者が被る損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

第33回定時株主総会会場ご案内図

会場 千葉市中央区中央1丁目11番1号
三井ガーデンホテル千葉 3階 平安・東
電話 043-224-1131



交通 電車：JR「千葉」駅東口より徒歩7分
京成千葉線「千葉中央」駅より徒歩7分
千葉都市モノレール1号線「葭川公園」駅より徒歩2分
車：京葉道路「穴川I.C」より15分